

大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、水道未普及区域において、飲用水等を安定的に確保し、公衆衛生及び生活環境の向上を図るため、地域住民組織等が飲用水等給水施設を整備する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道未普及区域 大船渡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第26号）第2条に規定する給水区域外の区域をいう。ただし、給水区域内であっても、配水管の設置が困難な区域も含むものとする。
- (2) 地域住民組織等 前号に掲げる水道未普及区域において、専ら自己の居住の用に供する住宅に、飲用水等給水施設を整備及び維持管理する地域住民組織（2戸以上）又は個人をいう。
- (3) 飲用水等給水施設 給水人口が100人以下の飲用水等を供給する施設をいう。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる全ての要件を満たす事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 水道未普及区域に居住し、地域住民組織等が飲用水等給水施設を整備及び維持管理するものであること。
- (2) 整備しようとする土地の所有者の承諾を得ていること。
- (3) 開発行為又は営利を目的とする水道施設の整備でないこと。
- (4) 飲用水等給水施設整備工事が、同一年度内に着手し完了するものであること。

(補助事業の対象者)

第4 補助事業の対象者は、別表第1及び次に掲げる全ての要件を満たす地域住民組織等とする。

- (1) 国、地方公共団体等の官公署、公共的団体又は法人でないこと。
- (2) 地域住民組織を構成する各戸の者（以下「組織構成員」という。）又は個人に市税を滞納している者がいないこと。
- (3) 大船渡市暴力団排除条例（平成27年条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団員等が組織構成員又は個人に含まれていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5 補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付は、同一補助対象者につき1回とする。ただし、令和5年度以前に交付を受けた補助対象者に対しては、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域住民組織代表者選任届及び組織構成員等同意書(様式第2号)
- (2) 工事予定場所の位置図及び設計図(平面図及び立面図)
- (3) 現況写真
- (4) 事業計画書
- (5) 見積書又は設計書の写し(工種ごとの内訳が記載されているもの)
- (6) 公図の写し
- (7) 占用許可等の写し
- (8) 土地所有者の承諾書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容が飲用水の給水施設として適切であるか速やかに審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

(着手届及び工程表の提出)

第8 第7第2項の規定により交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、工事に着手したときは、着手届及び工程表を速やかに提出するものとする。

(変更の承認及び決定等)

第9 補助事業者は、交付決定を受けた内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を決定したときは、大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金変更(中止・廃止)決定通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業の廃止により、飲用水等給水施設を整備できなかったときは、補助金を交付しないものとする。

(完了報告)

第10 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

- (1) 工事に要した費用の領収書又は請求書の写し
- (2) 工事完成図書

- (3) 工事の施工状況及び工事完了後の写真
- (4) 水質検査報告書の写し（飲用適の水であること）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の請求及び交付）

第 11 補助事業者は、第 10 の完了検査において完了確認を受けたときは、速やかに大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金交付請求（精算）書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該請求書を受理した日から起算して 30 日以内に補助金を交付するものとする。

（前金払）

第 12 市長は、必要があると認めたときは、交付決定額の 10 分の 4 以内の額を前金払することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金交付の前金払請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第 13 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定通知書に記載した額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助施設の整備方法が妥当性を欠くと認めるとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他市長が補助することを不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第 14 補助事業者は、第 9 第 3 項の規定により補助金を交付しないとき及び第 13 の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、市長の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

（工事の確認）

第 15 市長は、補助事業を適正に執行するため、工事の現場に立入り調査をすることができる。

（維持管理等）

第 16 補助事業者は、補助金の交付を受けて整備した施設について、貯水槽等の清掃を実施するなど、適切な維持管理に努めなければならない。また、水質検査を年 1 回実施し、当該補助金の交付対象事業の完了の日から 15 年間の検査結果を保存しなければならない。

- 2 市長は、補助事業者に対し、必要に応じ水質検査結果の提出又は閲覧を求めることができる。

3 市長は、当該補助金の交付対象事業について、補助金交付に係る管理台帳を作成し、第1項の水質検査結果の保存と同一期間において、適切に保存しなければならない。
(財産処分の制限)

第 17 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
(補則)

第 18 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4関係）

補助事業の対象者の要件	
水道未普及区域に居住し、又は居住しようとする者で、深井戸又は深井戸以外により水源を確保しており、次のいずれかに該当する者	
(1) 専ら自己の居住の用に供する住宅で生活水の確保が困難な者	
(2) 過去5年以内に水質検査を受検し、飲用水として不適となった者	

別表第2（第5関係）

補助対象経費			
(1) 水源確保のための井戸掘削に要する経費			
(2) 取水施設の整備に要する経費			
(3) 揚水ポンプの整備に要する経費			
(4) 送水管の整備に要する経費			
(5) 配水管の整備に要する経費			
(6) 給水管（屋内配管及びこれに直結する給水用具を除く。）の整備に要する経費			
(7) 電気導線の整備に要する経費			
(8) 貯水施設の整備に要する経費			
(9) 浄水施設の整備に要する経費			
(10) 水質検査に要する経費（飲用適の水になるまで）			
(11) その他市長が認める施設の整備に要する経費			
補助対象者		補助金の額	限度額
地域住民 組織等	地域住民 組織	補助対象経費から10万円を控除した額に10分の8を乗じた額以内の額。（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）	100万円
	個人	補助対象経費から10万円を控除した額に2分の1を乗じた額以内の額。（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）	50万円

様式第1号（第6関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）
電話番号

大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金交付申請書

大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金交付要綱第6の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 地域住民組織代表者選任届及び組織構成員等同意書
 - (2) 工事予定場所の位置図及び設計図（平面図及び立面図）
 - (3) 現況写真
 - (4) 事業計画書
 - (5) 見積書又は設計書の写し（工種ごとの内訳が記載されているもの）
 - (6) 公図の写し
 - (7) 占用許可等の写し
 - (8) 土地所有者の承諾書

(A4)

様式第3号(第7関係)

大船渡市指令 第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金交付要綱第7の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 条 件

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 飲用水等給水施設整備工事を、同一年度内に着手し完了すること。

(A4)

様式第4号(第9関係)

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
電話番号

大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金変更(中止・廃止)承認申請書
年 月 日付け大船渡市指令 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり工事を変更(中止・廃止)したいので、大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金交付要綱第9の規定により申請します。

記

1 変更(中止・廃止)の内容

2 変更(中止・廃止)の理由

3 変更後申請額 金 円

(注) 必要により次の書類(変更後)を添付のこと

- (1) 工事予定場所の位置図及び設計図(平面図及び立面図)
- (2) 補助対象経費の見積書又は設計書の写し
- (3) 公図の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(A4)

様式第5号(第9関係)

大船渡市指令 第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金変更(中止・廃止)決定通知書
年 月 日付けで申請があった大船渡市飲用水等給水施設整備費補助
金変更(中止・廃止)承認申請については、下記のとおり決定したので、大船渡市飲用
水等給水施設整備費補助金交付要綱第9の規定により通知します。

記

1 補助交付金額

変更後の交付決定額	金	円
既交付決定額	金	円
差引増減額	金	円

2 承認する事項

(A4)

様式第6号(第10関係)

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
電話番号

大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金完了報告書
年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

飲用水等給水施設 整備の場所	大船渡市 町
工事の期間	着工 年 月 日 完成 年 月 日
給水工事事業者	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号
交付決定額	金 円
添付書類	(1) 工事に要した費用の領収書又は請求書の写し (2) 工事完成図書 (3) 工事の施工状況及び工事完了後の写真 (4) 水質検査報告書の写し(飲用適の水であること) (5) その他市長が必要と認める書類

(A4)

様式第7号 (第11関係)

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称) 印
電話番号

大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金交付請求 (精算) 書
年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定の通知
のあった大船渡市飲用水等給水施設整備費補助事業が完了したので、関係書類を添えて
補助金の交付を請求します。

記

1 請求額 金 円
補助金交付決定額 金 円
前金払受領済額 金 円

金融機関名	農協・組合 銀行・金庫	本店・支店 本所・支所
預金の種別	普通 ・ 当座	口座番号
口座名義人	フリガナ	
	氏 名	

備考 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

(A4)

様式第8号(第12関係)

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称) 印
電話番号

大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金交付の前金払請求書
年 月 日付け大船渡市指令 第 号で補助金の交付決定の通知
のあった大船渡市飲用水等給水施設整備費補助金について、前金払を受けたいので、次
のとおり請求します

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 前金払請求額 | 金 | 円 |
| | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 事 由 | | |

(A 4)